

福岡県公報

平成30年12月14日
第4051号

目次

告示(第1090号-第1111号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 9

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 10

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課) …………… 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (市町村支援課) …………… 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (情報政策課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 14

告 示

福岡県告示第1090号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
糸島地介薬24	株式会社大賀薬局前原浦志店	糸島市浦志二丁目1-28	H 30・10・1	居管・予居管
北筑後介薬2	そうごう薬局高樋店	三井郡大刀洗町大字高樋1252-1	H 30・11・1	居管・予居管
み介薬13	しらゆり薬局	みやま市瀬高町小川873番4	H 30・11・1	居管・予居管
大野支41	中央ケアプランセンター	大野城市上大利一丁目3-9	H 30・7・1	居支
田介166	医療法人中山内科消化器科医院	田川市大字川宮1478-8	H 30・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管

福岡県告示第1091号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田川居2	医療法人池尻診療所	田川郡川崎町大字池尻884-1	H 30・10・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宮介27	宮田病院附属山桜クリニック	宮若市本城723	H 30・9・30

宗遠居8	あおぞらの里水巻訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町頃末北二丁目10-1-106	H 30・9・30
春居45	茶話本舗デイサービスセンター春日弥生亭	春日市弥生四丁目157	H 30・9・30
像居26	グリーンケア・サービス宗像	宗像市宮田一丁目1-23	H 30・10・31

福岡県告示第1092号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大川介77	医療法人いちのせ小児科内科医院	医療法人いちのせファミリークリニック	大川市大字中八院1247	H 30・8・1
大介368	医療法人正心会松永クリニック	医療法人橋仁心会たちばなクリニック デイケアさくら	大牟田市大字橋1365	H 30・9・1
大野居44	大野城東デイサービスセンター	デイサービスセンター城山の郷	筑紫野市大字筑紫383-6	H 26・11・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

飯介234	医療法人洗心会 児嶋病院	飯塚市本町19番32号	飯塚市花瀬87番地 1	H 30・5・1
行介訪5	行橋記念病院 訪問看護ステーション	行橋市北泉三丁目11-1	行橋市北泉三丁目9-1	H 30・9・1
飯居276	シニアコミュニティもみの木	飯塚市新立岩1451-1	飯塚市若菜256-77	H 30・6・10
飯居289	シニアコミュニティつばき	飯塚市椿123-7	飯塚市若菜256-77	H 30・6・10
大野居44	デイサービスセンター城山の郷	大野城市川久保二丁目8-1	筑紫野市大字筑紫383-6	H 26・11・1
大野居55	みなみ24	大野城市白木原一丁目10-27-101	大野城市白木原三丁目6-4 アグリ壺番館101	H 30・3・1
大野支23	ケアプランサービスあかね	大野城市瓦田二丁目10-1	大野城市東大利一丁目13番27-2号	H 25・6・1
嘉居94	ケア・サービスもみの木	飯塚市新立岩1451-1	飯塚市若菜256-77	H 30・6・10
嘉支49	もみの木ケアプランセンター	飯塚市新立岩1451-1	飯塚市若菜256-77	H 30・6・10

福岡県告示第1093号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年9月福岡県告示第1388号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年11月29日農林水産省告示第1619号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年4月9日農林水産省告示第357号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1096号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787番7の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 規則第58条第5項第9号から第11号までの該当性

規則第58条第5項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第1097号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
舍利蔵(h)	福津市大字舍利蔵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(i)	福津市大字舍利蔵（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(j)	福津市大字舍利蔵（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(k)	福津市大字舍利蔵（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(l)	福津市大字舍利蔵（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(m)	福津市大字舍利蔵（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(n)	福津市大字舍利蔵（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(o)	福津市大字舍利蔵（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(p)	福津市大字舍利蔵（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(q)	福津市大字舍利蔵（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(r)	福津市大字舍利蔵（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から11までは省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1098号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
舎利蔵(h)	福津市大字舎利蔵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
舎利蔵(i)	福津市大字舎利蔵（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
舎利蔵(j)	福津市大字舎利蔵（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
舎利蔵(k)	福津市大字舎利蔵（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
舎利蔵(l)	福津市大字舎利蔵（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
舎利蔵(m)	福津市大字舎利蔵（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
舎利蔵(n)	福津市大字舎利蔵（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
舎利蔵(o)	福津市大字舎利蔵（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
舎利蔵(p)	福津市大字舎利蔵（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
舎利蔵(q)	福津市大字舎利蔵（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
舎利蔵(r)	福津市大字舎利蔵（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から11までは省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	諸富西島線	前	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番3先まで	10.5 ～ 12.8	958.7
			後	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番3先まで	10.5 ～ 13.7	958.7

福岡県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	諸富西島線	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島643番2先まで

福岡県告示第1101号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町山北字国本1706の1、1706の2、1708の2、字浮羽山2202の3、2202の4、2202の6、2202の8から2202の10まで、2203の1、2203の2、2205の75、2205の77、2205の79から2205の81まで、2205の89、2205の95、2205の98から2205の101まで、2205の103、2205の104、2205の120、2205の121、2205の123、2205の125、2205の238、2205の261、2205の294、2202の1・2202の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字国本1706の2・1708の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、
字浮羽山2202の6・2202の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1102号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町栗田字堂ノ浦555の1から555の3まで、563、576の1、576の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1103号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市立花町上辺春字安谷40、42の4、42の5、字笹ノ元4923の1、4923の2、字外浦5908、5909、字東削5966の1、5966の2、5977の1、5977の2、5989、字袖ノ木6059、6130の1から6130の3まで、6130の5から6130の7まで、6130の9、字塩鶴6151、6160、6166、6169の1、6180、6184の1、6184の2、6186の1、6186の2、6188の1から6188の4まで、6194、6198、6200、6211の7、6211の26、6229の2、6229の5、6267、6269の1、6269の2、6279の1、6290の2、字小原6374、6388、6507、6510、字妙見6550の1、6550の2、6571の1から6571の3まで、字陸6663の2、立花町遠久谷字辛苦田223、字山ノ浦710の1、711の1

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1104号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町木屋字日向3255の1、3259の3、3259の7、字南岳12564の3、12594

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1105号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字川原谷1616の19、1616の20、1616の22から1616の26まで、1616の29から1616の31まで、1616の36から1616の39まで、1616の45、1616の47、1616の49、1616の51から1616の53まで、1616の55、1616の60から1616の62まで、1616の64、1616の68、1616の69、1616の71、1616の75、1616の77、1616の91、1616の94、1616の95、1616の100

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1106号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北木屋字赤坂3630の1、3651の1、3651の3、3699、3700の1、字栳山3921、字下荒谷4009の3、3963の1（次の図に示す部分に限る。）、字中島4101、4102の2、4103の1、4103の2、字屋敷4177、字久保4249、4252、4255の2、4258（次の図に示す部分に限る。）、字水口4454、字瀧ノ上4485、4492、字成石4733、4743、4759、4778の1、4778の3、4782の1、4782の2、字山ノ原4908の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1107号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北木屋字飛松2701、2709の2、2710の5、2710の6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛松2710の6、2701・2709の2・2710の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1108号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字迫尻2828の1、2828の2、2828の4から2828の7まで、2837の1、2837の3、2837の4、2860の1、上陽町北川内字舟木3227、3232、3237の1、3278、3279、3525、3528、字中野山3577の1、3579の1、3586の1、3593の1、上陽町久木原字小淵平161の1から161の4まで、203の1、206の1、206の2、212、215、216、218、219、字宮ノ本241、242、295、字宮ノ下434の3、字本谷1548、字浦谷2166の3、2166の5、2171の1から2171の5まで、2181の3、2181の8、2181の10、

2181の11、2181の14、2185の2、2186の1、2186の6、2186の8、2196の1、2197、2198、2200、2201の1から2201の3まで、2202の1、2202の2、2202の6、2181の2・2187の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1109号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字麻生10814の1から10814の5まで、10814の9、10814の12、10814の27、字ハスハリ谷14010、字筈割14038の1、14038の3、14038の4、14038の6、14039の1、14039の3、14041の1、14041の3、14041の6、14047の1、14047の4、14047の5、14050の1、14050の3、14064の1、14064の5、14064の7、14066の1、14067の1、字松平14078の1、14079、字森ノ西14101の6、14102から14104まで、字詰谷14106の1、14109の1、14111、字ニツチ14143の1、字山神14329の1、14329の2、14338、14344の2、14347の2、14347の3、字クエノワキ14362の1、

14362の2、14373の2、14373の3、字内ノ角14429の4、14441の1、14441の2、字屋敷ノ上14469の1、14469の2、字上ソボラ14697の1、14697の5、字中野16370の1、字岩屋堂16435の3、16439の3、16453の4、字タイハラ16455の3、字売田16472の1、16480、16481の2、字立道16670の1、16670の2

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1110号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字山神2990の1、2993の2、2995の2、2997の2、2999の3、3000、3001の1、3001の3、3002の1、3003、3004の1、3005、3006、3008の1、3010、3011の1、3011の2、3011の4、3011の6、3012の1、3015の1、3015の4、3016の1、3016の2、3016の4、3016の5、3019の1、3019の4、3024の3から3024の8まで、3024の10から3024の13まで、3024の15、3024の17、3024の19、3024の21、3024の23、3024の56、3026、3028の1、3028の2、3029の1、3029の2、3030の1、

3032の1、3032の2、3032の4、3033、3034の1、3039、3040、3041の1、3041の2、3042の1、3042の4、3043、3044、3045の1、3046、3047の1、3047の2、3048、3049の2、3050の1、3051の1、3051の2、3052から3055まで、3058の2

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵9220番 1先から 八女市黒木町大淵9288番 先まで	4.8 ～ 5.4	46.5

			後	八女市黒木町大淵9220番 1先から 八女市黒木町大淵9288番 先まで	4.8 ～ 8.3	46.5
--	--	--	---	---	-----------------	------

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」（昭和53年10月31日53税第910号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

平成30年11月20日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村支援課に備え置きます。

平成30年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年12月14日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

平成30年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（平成30年内閣府・総務省令第4号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年12月14日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーセンタートライアル宗像店

(2) 所在地 宗像市稲元二丁目361番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成30年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米東櫛原SC

(2) 所在地 久留米市東櫛原町吉原64-2 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社アルペン）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名古屋市西区兎玉三丁目35番18号

(変更後) 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
住友信託銀行株式会社 支配人 清水 優 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年11月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コジマ×ビックカメラ福岡春日店

(2) 所在地 春日市須玖北一丁目1番1号

3 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW福岡春日店

(変更後) コジマ×ビックカメラ福岡春日店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コジマ 代表取締役 小島 勝平 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル須恵旅石店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石字井田227番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 榎木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 榎木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成32年3月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,040平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	57
建物敷地西側	220
合計	277

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	48
合計	48

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	120
建物北側	50
合計	170

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	27.88
建物内北側	8.47
合計	36.35

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置

2箇所	建物敷地西側駐車場西側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更（糸島市決定）（平成30年10月26日糸島市告示第226号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字乙大字隈912番3、923番1、923番2、923番6から923番27まで並びに字講田927番1、927番4から927番44まで、932番1、932番3から932番22まで、933番1、933番5から933番30まで及び936番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡岡垣町大字山田970番地の1

有限会社北園総合建設

代表取締役 北園 淳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成30年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町北新開字古賀299番1及び299番4から299番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市高田町濃施384
さかぐち不動産
代表者 坂口 正明

公安委員会

福岡県公安委員会告示第323号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成30年12月14日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場 所	審査種別
---	---	----	-----	------

平成31年1月21日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	普通、大型二輪、普通二輪及び普通第二種免許 大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
平成31年1月22日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	
平成31年1月28日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	
平成31年1月29日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550 円
普通免許	11,850 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けん} 免許	9,650 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成31年1月11日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成31年1月11日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892